

議案第 1 1 6 号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について

- 1 被保険者証の廃止に関連する規定の見直し

令和6年9月17日
健康保険部保険年金課

1 被保険者証の廃止に関連する規定の見直し

大津市国民健康保険条例(第26条)

(1) 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)に基づく個人番号カードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日に被保険者証が廃止となる。これに伴い、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部が改正されることから、大津市国民健康保険条例に関し、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の趣旨

個人番号カードと健康保険証の一体化により、被保険者証が廃止となり、現行の国民健康保険法第9条に定める被保険者証の交付及び返還にかかる規定が削除されることから、これに伴い条例を改正するもの。

(3) 改正の内容

第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

(4) 施行期日

令和6年12月2日

1 被保険者証の廃止に関連する規定の見直し

大津市国民健康保険条例(第26条) 新旧対照表

大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
大津市国民健康保険条例 昭和34年3月24日 条例第3号 第8章 罰則 第26条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	大津市国民健康保険条例 昭和34年3月24日 条例第3号 第8章 罰則 第26条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。